

韓国出土の文書木簡「牒」木簡と「前白」木簡を中心に

Wooden Documents Excavated in Korea: Especially about Wooden Documents of Cho 牒 and Zempaku 前白
MIKAMI Yoshihaka

三上喜孝

はじめに

本稿では、韓国で出土する四面墨書木簡のうち、文書木簡について考察する。

新羅の都が置かれた韓国慶州市・月城亥字から出土した、「牒」の文書名がみえる四面墨書木簡は、亥字が埋め立てられた八世紀初頭以前の年代が与えられており、その内容は、文書木簡であると考えられている。この四面墨書木簡は、これまで日韓の多くの研究者により検討されているが、筆者もかつて、この木簡について言及したことがある⁽¹⁾。

四面墨書木簡の文書の性格について、内容の細かな違いを除けば、大きく二つの見解に分かれる。一つはこれを、「牒」の文書木簡とみる見解、もう一つはこれを、「前白」木簡とみる見解である。筆者はかつて、これを「牒」の文書木簡ととらえたが、市大樹氏は、判読の順序に疑問を呈し、これを「牒」の文書木簡ではなく、「前白」木簡であるとする見解を述べた⁽²⁾。市氏の見解が出されて以降、四面墨書木簡は「前白」木

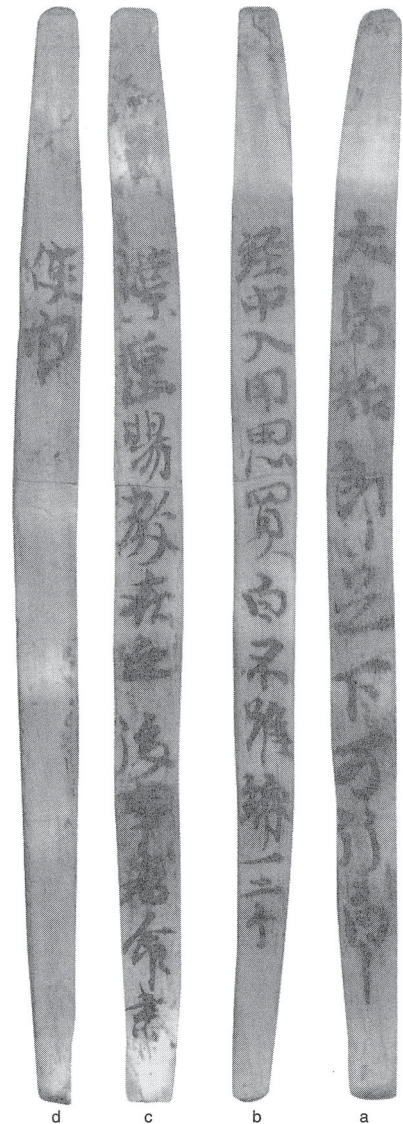
簡であるとする評価が定まった感もあるが、これを「牒」の文書木簡とみる余地もなお残されていると考える。以下では、今一度、この四面墨書木簡を取り上げ、本稿の前半では、これが「牒」の文書木簡である可能性について論じることにした。

一方、四面墨書の文書木簡の中には、日本の前白木簡のルーツともいえる文書木簡が数多く出土していることもまた事実である。そこで後半では、近年韓国から出土した文書木簡の検討を中心に、中国や日本との関わりについても考察することにした。

一月城亥字出土四面墨書木簡の再検討

(1) 訓読の順序をめぐって ～「牒」木簡か「前白」木簡か～

まず、筆者がかつて取り上げた、「牒」の文書名がみえる月城出土の四面墨書木簡を検討したい。この木簡を「牒」の木簡とみる見解をA案、「前白」木簡とみる見解をB案として、以下にそれぞれの釈読案を掲げる(図1)。



〔釈文諸説〕

◎李成市・三上喜孝

- c 牒垂賜教在之後事者命盡
- b 經中入用思買白不雖紙一二斤
- a 大鳥知郎足下万引白了
- d 使内

◎深津行徳

- d 使官
- c 牒垂賜教在之後事者命盡
- b 經中入用思買白不雖紙一二斗
- a 大鳥知郎足下万引白了

◎李銘賢

- a 大鳥知郎足下万引白了
- b 經中入用思買白不雖紙一二斤
- c 牒垂賜教在之後事者命盡
- d 使内

◎尹善泰

- a 大鳥知郎足下万〔押〕白
- b 經中入用思買白不雖紙一二个
- c 牒垂賜教在之後事若命盡
- d 使内

※ aの「押」は註で指摘する。

◎『月城塚字発掘調査報告書Ⅱ』

- c 牒垂賜教在之後事者命盡
- b 經中入用思買白不雖紙一二斤
- a 大鳥知郎足下万引白了
- d 使官

※ dの「官」は「内」の可能性も否定してない。

※ 訓読の順番も様々な可能性を想定するが、最も重点を置いているものを右に示した。

☆ 漢字は日本の常用体に改めた部分がある。

A案 (三上、李成市〔当初〕)

牒垂賜教在之後事者命盡
經中入用思買白不雖紙一二斤
大鳥知郎足下万引白了
使内

〔訓読〕 (李成市当初案を三上が一部改変)

牒す。垂れ賜いし教在り。後事は命ずる盡に。
經中入用と思ひ買いたし、白に不すと雖も紙一二斤
大鳥知郎の足下に万引白し了る
使内

図1 月城塚字木簡釈読諸説 (市大樹 註(2)論文による)

B案（市大樹、尹善泰等）

大鳥知郎足下万拜白々

経中入用思買白不雖紙一二斤

牒垂賜教在之後事者命盡

使内

〔訓読〕

大鳥知郎の足下に万拜よろずおがみて白もうし白す

経中入用と思しめし、白にあらざと雖も紙一二斤を買えと。

牒たを垂れ賜えと教在り。後事は命を盡つくして

使内

〔内容〕（市）

大鳥知郎様の足下で常に拝礼して、お願い申し上げます。経で必要

となる紙を、たとえ白紙でなくてもよいので、一二斤買いなさい、

という牒を垂れ賜いなさいという命令がありました。（そこで本命

令の旨を取り次ぎ、牒を発給していただくよう、お願い申し上げます

次第です）。後の事は命令の意を十分に察して処理してください。

A案とB案の最大の相違点は、木簡を読み進める方向である。A案

は、四面墨書木簡を、「牒」から始まる行を始点として、右の行へと読

んでいくと考えているのに対し、B案は、四面墨書木簡を、「大鳥知郎

からはじまる行を始点として、左の行へと読んでいくべきであると考え

ている。

通常の訓読の順序としては、四面木簡を右に回転させながら、左の行へと読み進めていくのが一般的で、後述するように他の韓国出土の四面

木簡も、そのほとんどが左の行へと読み進めていく形になっている。B案は、この「左の行へと読み進めていく」という原則が大前提となっている。

たしかに、木簡を左に回転させながら、右の行へと読み進めていくことは、通常の文書の読み方としては一般的ではない。A案は、その点が最大の弱点である。

しかし、文書の内容を右の行へ読み進めていく事例は、朝鮮半島の金石文の中に、まれにみられることに、注意しておく必要がある。韓国・郡に所在する開仙寺石燈記がその一つである。旗田巍氏の解釈にしたがって、⁽³⁾ 釈文と訳文を掲げる。

○開仙寺石燈記

景文大王主

文懿皇后主大娘主願立

炷唐咸通九年戊子中春夕

繼月光前国子監卿沙干金

中庸送上油粮黄租三百碩

僧靈判 建立石燈

龍紀三年辛亥十月日僧入雲京租

一百碩烏乎比所里公書俊休二人

常買其分石保坪大業渚番四結

土南池宅土西川 畦田南池宅上

東令行土北同 輿番十結 東令行土西北同

（景文大王、文懿皇后、大娘主の願いにより、燈に炷（燈心）を立てる。唐の咸通九年（八六八）二月）戊子中春夕、月光を継ぎ、前国子監卿沙干金中庸は油粮黄租三百碩を送上し、僧靈判が石燈を建立した。

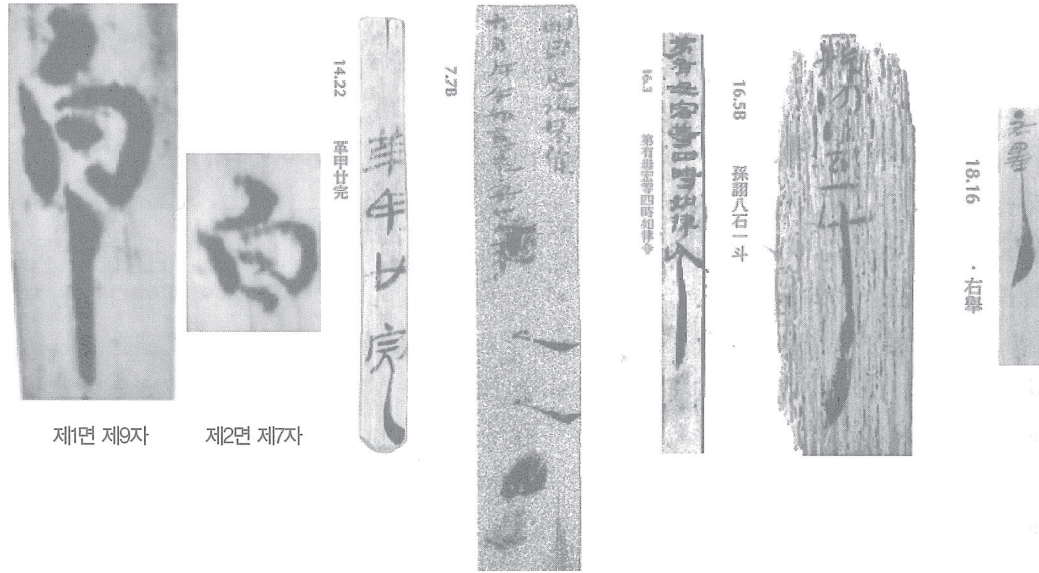


図2 月城塚字木簡文末事例 (金秉俊註(5)論文による)

牒式

牒云云。謹牒。

年月日 其官位姓名牒

右内外官人主典以上。縁事申牒諸司式。〈三位以上。去名。〉若
有人物名数者。

件人物於前。

と、「牒」で書き出す書式である。

③ 「牒垂賜教在之」

さて、その「牒」で始まる行について次に検討する。B案によると、「牒垂賜教在之」を「牒を垂れ賜えと教在り」と読み、市氏によれば、「いわゆる尊敬の補助動詞と称されるもので、「牒を垂れ」る主体である大烏知郎に対して、木簡作成者(上申者)が敬意を表したものと考える」としている。

この解釈に立った場合、「教」を受けた人物が、上位者に対して「牒」を出すように(木簡で)上申するということになり、やや複雑な想定になりはしまいか。教(命令)を受けた人物が、その「教」を受けて「牒」を発給すると考えたほうが理解しやすいのではないだろうか。

この点から筆者はやはり、「牒す。垂れ賜う教在り」と読む方が無理がないと考えるのであるが、このように読む場合、まず「教」があり、それを受けて、「牒」が出されたことを意味することになる。実はこれは結果的には、市氏の解釈と同様である。市氏も、「教」を受けて「牒」が出されたとする。ただしB案は、「教」を受けて「牒」を出してもらいように上申したものがこの木簡であるとするが、A案では、この木簡そのものが、「教」を受けて出された「牒」であるとする。

なお、「賜」を尊敬の補助動詞として使用することは、通常の漢文ではあり得ないが、日本では、辛巳年(六八一)の山上碑に、⁽⁷⁾

辛巳歳集月三日記⁽⁴⁾

佐野三家定賜健守命孫黑壳刀自此

新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児

長利僧母為記定文也 放光寺僧

とあり、「定賜」というように「賜」が尊敬の補助動詞で使われている。この使い方は、朝鮮半島で広く使われていたものが、日本列島に受容されたものであろう。

④使内

「使内」は、史読とみて間違いないであろう。⁽⁸⁾ 李成市氏は、「朝鮮時代には、「使用する、取り計らう」といった意味に用いられている」と述べている。⁽⁹⁾ 古く小倉進平氏は、

「使内乎

先犯徒罪年限未滿為在人乙并以四年分徒役使内乎事（徒役せしめ

ます事）〔大明律〕

「使内在

伴倫以使内在人等乙良（使役として徒った人びとをば）免罪充軍

齊〔大明律〕

といった事例などをもとに、「使内乎」は、（略）「行使します」「行います」「せしめます」の義である。「使内」は「使内乎」の省略せられた形である。「使内在」は、「行った」「せしめた」の義である⁽¹⁰⁾とといったことを述べており、「行う」あるいは「行った」ことを確認するための文言であることが確認できる。

この「使内」については、全体の文脈の中でどのようにみるべきか、

判断が難しい。「使内」の行は、この木簡を受けとったものが、「取り計らいます」という意味で追筆したと考えたいが、この「使内」が他の行と別筆であるかどうかは、判断しがたい。

なお、「使内」は、高麗時代一世紀の「仏国寺无垢浄光塔重修記」⁽¹¹⁾「仏国寺西石塔重修形止記」にもみえる。新羅から高麗、朝鮮時代になつて、継続的に使われていた語であることが確認できる。

『仏国寺无垢浄光塔重修記』（一〇二四年）

46 当寺邦彦僧亦／匠是等為使内亦在

99 右之為形止以使内乎事是／在

『仏国寺西石塔重修形止記』（一〇三八年）

18 ……□以指使内在分衆僧寶條……

24 ……□使内遣斗頂石下是白在分卅日計

60 □分积琳僧酒糞葉并衆僧指使内在分居光簡

以上、月城椀字出土の四面墨書木簡をとりあげ、これを「前白」木簡に相当する文書木簡であるとすると有力な見解に対し、「牒」ではじまる文書木簡である可能性についていまいちど検討した。木簡の記載様式や内容から、「牒」木簡とみる見解もまったく成り立たないわけではないことを、あらためて確認しておくにとどめる。

筆者がこの木簡を「牒」の木簡であることにこだわるのは、「牒」の文書様式が、東アジアに共通した、柔軟な文書様式であることに注目しているからである。前稿で指摘したように、牒の文書様式は、律令の公式令で定められたもの以外にも、さまざまな使われ方をしていた。

そもそも中国の唐代においても、牒は、統属関係のない官府や官人間で行用される文書という原則とは別に、実態としては上申・下達文書と

して公私にわたって広く使用されていたことが指摘されている。⁽¹²⁾ 融通無碍ともいえるべき牒の文書様式の汎用性は、公式令を含む律令制の導入以前に、実態のレベルで東アジアに伝播していたのである。

その一方で本木簡で注目すべきは、本木簡にみえるさまざまな漢字表現についてである。純粹な漢文ではなく、おそらくは新羅語の語順に漢字をあてはめていくことや、「賜」を尊敬の補助動詞として用いること、さらには「使内」という吏読を用いていると考えられることなど、古代の新羅でどのように漢字を自語の文法の中にあてはめていったかを知る手がかりが多く残されているといえよう。

さて、韓国出土の四面木簡はこの木簡だけにとどまらない。その多くが文書木簡であり、しかも日本の「前白」木簡のルーツにあたると思われるものであること自体はまぎれもない事実である。そこで次に、日本古代の「前白」木簡にあたる韓国出土木簡についてみていくことにする。

二 前白木簡と白文書

日本の古代文書の歴史的変遷の特徴としてよくいわれるのは、「口頭伝達から文書へ」という流れである。古い段階の文書には、口頭伝達による命令のなごりがあるされ、その代表的な事例が、「前白」木簡であるとされてきた。

【史料1】奈良県飛鳥池遺跡出土木簡（7世紀後半）⁽¹³⁾

（八カ）
 田□連奴加 加須波□鳥麻呂
 □田取 小山戸弥乃

・以波田戸麻呂 安目 汗乃古
 野西戸首麻呂 大人 阿佐ツ麻人□留黒井

「前白」木簡とは、「某の前に白す」という書式を持つ木簡のことで、日本では七世紀後半の飛鳥・藤原京時代を中心に多く用いられた文書木簡である。律令制以前の古い書式をとどめているといわれる。そればかりでなく、実際にこの木簡は、某人の前で口頭で読み上げられたことから、このような書式になったとも考えられてきた。

この木簡は古代日本における情報伝達の特徴、すなわち、文書が使われる以前には口頭により情報が伝達されたという特質を示すものとして注目されてきたが、「前白」木簡は近年では韓国の古代遺跡からも出土するようになった。

最近の発見で注目されるのは、韓国南部の咸安郡にある城山山城出土の木簡である。城山山城は、もともとこの地域にあった安羅加耶が六世紀半ばに新羅に滅ぼされた後、新羅によって築城された山城で、ここから大量の新羅木簡が出土した。木簡の年代は、木簡にみえる官位の記載からみて、六世紀半ば頃のものとして推定できる（一部異論もある）。出土した多くは荷札木簡と呼ばれるものだったが、二〇一六年の第一次調査で、四角柱の四面に文書が書かれた次のような木簡（以下、この形状の木簡を四面墨書木簡とよぶ）が出土した。

○韓国・咸安郡・城山山城出土四面木簡（六世紀半ば）⁽¹⁴⁾
 ・ 三月中眞乃滅村主懐怖白
 ・ □城在弥即尔智大舍下智前去白之
 ・ 即白先節本日代法稚然
 ・ 伊毛權及伐尺采言□法卅代告今卅日食去白之

全体の内容は未詳だが、第一面に、この木簡の発信者である「眞乃滅村主」が記され、第二面にこの木簡の受信者である、大舎の官位をもつ役人の名が記されている。

この木簡では、「白」の文字が繰り返し返し使われている。第一面文末には「懐怖白」とあり、「恐れながら申し上げます」という意味であろう。第二面文末に「前去白之」とあり、日本の「前白」木簡と同様に、「大舎様の前に申し上げます」という意味の可能性が当然考えられるが、「去白之」というフレーズは、第四面の「去白之」にもみえており、「白」単体で「申す」ととらえるよりも、別の意味の吏読である可能性も否定できない。

城山山城からは、もう一点、四面墨書木簡が出土している。やはりこれも文書木簡である。

○韓国・咸安郡・城山山城出土四面木簡（六世紀半ば）⁽¹⁵⁾

- ・六月中□多馮城□□村主敬白之 烏□□成行之
- ・□□智伐大□□也 功六□大城従人士卒日
- ・□去□石日率此□□更□荷□□^(走)
- ・卒日治之人此人烏馮城置不行遣之白

やはり内容は難解だが、書き出しが「六月中」の行から始まる第一面に「村主敬白」とあり、第四面の最後にも「白」の字がみえる。

これまでも、日本の「前白」木簡と同様の書式を持つ木簡が、韓国・河南省の二聖山城や慶州市の月城塚字からも出土していると指摘されてきた。⁽¹⁶⁾このうち、二聖山城から出土した木簡は、次のようなものである。

○韓国・河南省・二聖山城出土木簡⁽¹⁷⁾

- ・戊辰年正月十二日明南漢城道使
- ・須城道使村主前漢城城火□□
- ・城上蒲黄去□□□□賜□□

この木簡にも「村主前」といった文字がみえ、これもやはり日本の「前白」木簡と類似した表現とみることができるとみられる。

また、近年の慶州・月城塚字の調査でも、三面ないし四面に墨書された文書木簡が出土している。

○月城塚字二〇一七年度出土木簡⁽¹⁸⁾

- ・□小舎敬呼白遣 居生小烏送□□^前
- ・宿二言之 此二□ 官言在
- ・典中大等赴告沙喙及伐漸典前
- ・阿尺山□舟□至□慎白□□
- ・急陞為在之
- ・文人周公智吉士
- ・兮刪宋公前別白□□
- ・米卅斗酒作米四斗并卅四斗瓮□□
- ・公取□開在之

いずれも断片的で、意味が取りにくいですが、この中で「小舎」と書かれた木簡についてみてみたい。尹善泰氏は、これを前白木簡とみて、一行目を「小舎の前に謹んで申し上げます。居生小烏を派遣して、□□を送ります」と解している。⁽¹⁹⁾

ただし、「白遣」のあとにやや空白があり、「白遣」でひとまとまりだとすると、「白」は「白す」ではなく、「白遣」と吏読で読む可能性がある。⁽²⁰⁾「白遣」は、吏読では「…しまして」といった意味で使われることから、⁽²¹⁾「小舎の前に呼びまして…」といった意味にはならないだろうか。

いずれにしても注意しなければならないのは、「白」の語が確認されたとしても、それがただちに「白す」と読むとは限らないのではないかと、ということである。「白」の文字は吏読でもよく使用されることも留意しておかなければならない。

続いて、二〇一九年に釈文が公開された木簡をとりあげる。⁽²²⁾

- ・□□年正月十七日□□村在幢主再拜□□涙廩典□□零□□
- ・□□部弗□□智小舍易稻参石粟壹石稗参石大豆捌石
- ・金川一伐上内之 所白人 登彼礼智一尺 文尺智重一尺

国立慶州文化財研究所が提示した釈文では、これがいわゆる前白木簡であることを示す「白」の語は明確には確認できないが、写真を観察すると、一行目の「再拜」の下の文字は「白」と読める可能性がある。また、三行目に「所白人」という文字がみえるが、これは「白す所の人」と読め、つまりこの木簡を読み上げた人物をさすのではないかと考えられる。

ところで、「前白」木簡を含んだこれらの文書木簡は、いずれも四角柱状の棒の四面または三面にそれぞれ一行ずつ文字が書かれている点が共通している。このことは、文書の様式と木簡の形状が関係していることを示唆する。これに対して日本の「前白」木簡は、そのほとんどが、短冊状の木簡の表面と裏面に、それぞれ一行ずつ文字が書かれている点の特徴である。

そもそも日本の木簡には、四角柱状の棒に文字を書く文書木簡がほとんど見られず、この点は韓国出土の「前白」木簡とは形状が異なる。しかし、七世紀段階の文書木簡が、一つの面に一行ずつ書かれることや、一本の木簡の表裏にわたって文字が書かれることなど、個々の要素を比較してみると、朝鮮半島の「前白」木簡と類似しており、影響関係が考

えられる。七世紀の文書木簡に一行書きという特徴がみられるのは、四角柱に一行ずつ記していく朝鮮半島の文書木簡の影響によるものではないだろうか。

「前白」形式の文書は、律令の公式令には規定されていないが、律令が東アジア各地で導入される以前に、定型化した文書様式として広く知られていたことは疑いない。このことは、律令制の導入以前に、東アジアの文書規範が木簡という形で広まっていったことを示している。同時に、律令の公式令にみられる文書様式が、東アジアに広く伝播した文書規範のうちの、一部であるということも示している。

この「前白」木簡に最初に注目した東野治之氏は、この書式の起源を、日本独自のものではなく、中国の晋代の木簡等に求めることができるとして、中国の古い文書様式の影響であることをすでに指摘している。⁽²⁴⁾「前白」木簡は、中国の古い文書様式が朝鮮半島を経て日本に伝わったとみるべきであろう。

近年では、中国・湖南省長沙市の長沙走馬楼三国呉簡の中に、略式の上行文書である「白」文書が数多く含まれていることが指摘されている。長沙走馬楼三国呉簡は、一九九六年に長沙市の中心部、五一広場前のアパート建設現場で発見された井戸址から出土した総数十四万点弱の竹簡・木簡群である。出土状況や簡に記された紀年から、三国呉の黄竜・嘉禾年間（二二九～二三七）頃に、当時この地域にあった臨湘侯国（県）で作成されたものと考えられている。

一例として、關尾史郎氏が紹介している走馬楼呉簡の木牘の例をあげよう。⁽²⁵⁾

都郷勸農掾郭宋叩頭死罪白、被曹勅、條列郷界方遠□居民、占上戸籍分別言、案文書、輒部歲伍五京陳□毛常等隱核所部、今京関言、州吏姚達誠裕大男趙式等三戸口食十三人□在部界、謹列人名口食年

紀各別為簿、如牒、謹列言、宋誠惶誠恐叩頭死罪死罪、

詣 戸 曹

都郷担当の勸農掾郭宋が、戸曹の命を受けて、戸籍の遺漏や過ちを修正し、「簿」を作成して提出した際の送り状とされている。冒頭に「都郷勸農掾郭宋叩頭死罪白」とあり、白文書であることがわかる。

これはほんの一例であるが、「白」文書の起源は明らかに中国にあり、それが朝鮮半島を経て七世紀の日本列島で使用されたとみるべきであろう。

おわりに

本稿の前半では、慶州の月城塚字から出土した四面の文書木簡について、これを牒の木簡である可能性をあらためて検討した。後半では、いわゆる「前白」木簡について、韓国の近年の出土例を紹介しながら、その意味について考察した。

日本の前白木簡のルーツが、韓国出土木簡に求められ、さらには中国の「白」文書に求められる、といったことは、すでに共通の理解となっており、つつあるといつてよいだろう。問題は、それをどのように評価するからである。

日本の古代文書の特徴の一つとして、しばしば「口頭伝達から文字による伝達へ」という流れを想定し、その流れの中で「前白」木簡を評価することも可能かも知れないが、別の評価の仕方もあり得る。それは、律令の公式令にもとづく文書様式が受容される以前に、すでに一定の様式を持つ文書が中国から朝鮮半島を経て日本列島に広がっていたということであり、つまり東アジア文書史の中で「前白」木簡をとらえ直す必要があるということである。「口頭から文書へ」という文脈とは別次元の問題としてとらえなければならぬのではないだろうか。

註

- (1) 三上喜孝 「文書様式「牒」の受容をめぐる一考察」『山形大学歴史・地理・人類学論集』七、二〇〇六年、以下、「前稿」。
- (2) 市大樹 「慶州月城塚字出土の四面墨書木簡」『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇年。
- (3) 旗田巍 「新羅・高麗の田券」『朝鮮中世社会史の研究』法政大学出版部、一九七二年、初出一九七〇年。
- (4) 深津行徳 「古代東アジアの書体・書風」『文字と古代日本5 文字表現の獲得』吉川弘文館、二〇〇六年。
- (5) 金秉俊 「月城塚字二号木簡再読」『木簡と文字』二〇、韓国木簡学会、二〇一八年（韓国語）。
- (6) 『木簡研究』一四、飛鳥資料館展示図録『木簡黎明 飛鳥に集ういにしへの文字たち』二〇一〇年。
- (7) 小倉慈司・三上喜孝編 『国立歴史民俗博物館研究叢書44 古代日本と朝鮮の石碑文化』朝倉書店、二〇一八年、三上喜孝「金石文―上野三碑を中心に―」佐藤信・小口雅史編『古代史料を読む 上 律令国家編』同成社、二〇一八年、『山上碑の世界』多胡碑記念館展示図録、二〇一八年。
- (8) ベクトウヒョン 「月城塚字木簡の史読資料」『木簡と文字』二〇、二〇一八年（韓国語）。
- (9) 李成市 「古代朝鮮の文字文化」国立歴史民俗博物館編『古代日本 文字のある風景』朝日新聞社、二〇〇二年。
- (10) 小倉進平 『郷歌及び史読の研究』京城帝国大学、一九二九年。
- (11) 三上喜孝 「慶州仏国寺重修文書の予備的考察―古代中世東アジア古文書研究にむけて―」佐藤信編『律令制と古代国家』吉川弘文館、二〇一八年。
- (12) 中村裕一 「唐代公文書研究」汲古書院、一九九六年、赤木崇敏「唐代官文書体系とその変遷―牒・帖・状を中心に―」『東アジア海域叢書7 外交史料から十四世紀を探る』汲古書院、二〇一三年。
- (13) 飛鳥資料館展示図録 『木簡黎明 飛鳥に集ういにしへの文字たち』二〇一〇年。
- (14) 積文は国立伽耶文化財研究所『韓国の古代木簡Ⅱ』二〇一七年（韓国）を一部改変。
- (15) 積文は註14書による。
- (16) 李成市 「韓国木簡研究の現在」『東アジア古代出土文字資料の研究』雄山閣、二〇〇九年、尹善泰 「月城塚字出土新羅木簡に対する基礎的検討」『韓国出土木簡の世界』雄山閣、二〇〇六年、市大樹 「慶州月城塚字出土の四面墨書木簡」

- 『飛鳥藤原本簡の研究』塙書房、二〇一〇年、初出二〇〇八年。
- (17) 积文は、李成市、「韓国木簡研究の現在——新羅木簡研究の成果を中心に——」『東アジア古代出土文字資料の研究』雄山閣、二〇〇九年による。
- (18) 『漢城で出会う 新羅月城』国立慶州文化財研究所・漢城百済博物館共同企画特別展示会図録、二〇一九年（韓国語）。
- (19) 尹善泰、「月城垓字木簡の研究成果と新出土木簡の判読」『木簡と文字』二〇、二〇一八年（韓国語）。
- (20) ベクドゥヒョン「月城垓字木簡の史読資料」『木簡と文字』二〇、二〇一八年も、「白遣」が史読である可能性を指摘している。
- (21) 小倉進平前掲註10書
- (22) 积文は、註18書による。
- (23) 鐘江宏之「七世紀の地方木簡」『木簡研究』二〇、一九九八年。
- (24) 東野治之「木簡に現れた「某の前に申す」という形式の文書について」『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年。
- (25) 關尾史郎「魏晉簡牘のすがた」『国立歴史民俗博物館研究報告』一九四、二〇一五年。

(国立歴史民俗博物館研究部)

(二〇二〇年一月二六日受付、二〇二〇年七月九日審査終了)